

現場説明書（条件明示）

第 2 編 現場説明事項

第 1 章 条件明示

10 その他

(2) その他条件 (快適トイレ導入対象工事)		ない	・ 対象外								
		ある	・ その他の条件は、次のとおりとします。 ・ 快適トイレ設置に要する費用については、次によるものとします。 (1) 本工事は、快適トイレの導入費用として共通仮設費（営繕費）に下表の想定で当初数量を計上している。 <table><tr><td>設置基数</td><td>2 基</td></tr><tr><td>設置月数</td><td>3 月</td></tr><tr><td>工事期間中の延べ設置基数</td><td>6 基・月</td></tr><tr><td>1 基の 1 月当たり単価</td><td>51,000 円／基・月</td></tr></table>	設置基数	2 基	設置月数	3 月	工事期間中の延べ設置基数	6 基・月	1 基の 1 月当たり単価	51,000 円／基・月
	設置基数	2 基									
設置月数	3 月										
工事期間中の延べ設置基数	6 基・月										
1 基の 1 月当たり単価	51,000 円／基・月										
		(2) 受注者は、快適トイレの設置にあたっては、土木工事共通仕様書第1編共通編第1章総則第1節55「快適トイレ実施要領」に基づき、監督職員と協議の上、規格、基数等の詳細について決定することとし、精算変更時において、支出実態のわかる資料により、上限51,000円/基・月を設計変更の対象とする。 なお、設計変更数量の上限は、男女別で各 1 基ずつ 2 基/工事までとする。 ただし、「施工箇所が点在する工事の積算」の適用工事の場合は、個々の施工箇所ごとに男女別で各 1 台ずつ計 2 台までとする。 また、運搬・設置費は共通仮設費(率)に含むものとし、2 基より多く設置する場合や、積算上限額を超える費用については、現場環境改善費(率)の対象とし、別途計上は行わない。									